

面的液状化対策パイロット事業

【令和7年度 募集要領】

令和7年

都市整備局

【募集期間】 令和7年6月27日から同年9月5日まで

※募集は、予算を超えた時点で終了することがあります。

目次

| | | |
|----------|--------------------------------|----------|
| 1 | 面的液状化対策パイロット事業の概要 | 1 |
| 2 | 用語の定義 | 1 |
| 3 | 応募要件及び認定件数 | 1 |
| 3.1 | 応募要件..... | 1 |
| (1) | 施行者..... | 1 |
| (2) | 対象地区 | 1 |
| (3) | 対象建築物..... | 2 |
| (4) | 事業期間 | 2 |
| 3.2 | 認定件数..... | 2 |
| 4 | 負担率及び負担金額 | 2 |
| 5 | パイロット事業の流れ | 3 |
| 5.1 | 公募 | 4 |
| 5.2 | 交付申請..... | 4 |
| (1) | 交付申請及び交付決定について..... | 4 |
| (2) | 全体設計承認について | 5 |
| (3) | 早期着手交付申請..... | 5 |
| 5.3 | 事業開始..... | 5 |
| (1) | パイロット事業負担金交付決定の変更申請 | 5 |
| (2) | 進捗状況報告 | 5 |
| (3) | 事業報告 | 6 |
| 5.4 | 事業完了..... | 6 |
| (1) | 事業完了報告 | 6 |
| (2) | 事業費交付..... | 6 |
| 6 | その他手続について | 7 |
| 6.1 | 遅延報告..... | 7 |
| 6.2 | 申請の撤回 | 7 |
| 7 | 提出書類一覧 | 7 |
| 7.1 | 公募、交付申請及び事業開始前の提出書類 | 7 |
| 7.2 | 事業開始後の提出書類..... | 8 |

| | | |
|-----------|---------------------------------|-----------|
| 7.3 | 事業完了時及び完了後の提出書類..... | 8 |
| 7.4 | その他手続の提出書類..... | 9 |
| | (1) 遅延報告 | 9 |
| | (2) 申請の撤回..... | 9 |
| 7.5 | 提出先について | 9 |
| 8 | パイロット事業の公表について | 10 |
| 9 | 負担金交付決定の取消及び負担金の返還 | 10 |
| 10 | 違約加算金及び遅延金..... | 10 |
| 11 | 巻末資料..... | 11 |
| 12 | 申請様式..... | 13 |

1 面的液状化対策パイロット事業の概要

東京都（以下「都」といいます。）では、公共施設や宅地の耐震化に加え、液状化対策により地震後も都民の生活が継続できる環境を目指し、液状化の可能性が高い区域について公共施設と宅地の一体的な面的液状化対策を進めることとしています。

本事業は、液状化の可能性が高い地域で行われる開発事業等を対象に、都が面的液状化対策に必要な費用を負担することにより、対策事例を創出し、得た知見を周知することで、対策の促進に寄与することを目的として行う事業です。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによります。

- ・ 面的液状化対策
公共施設等と宅地の一体的な整備を契機とした液状化対策
- ・ パイロット事業
東京都知事(以下「知事」といいます。)が認定した面的液状化対策
- ・ 施行者
知事が認定したパイロット事業を行う者

3 応募要件及び認定件数

3.1 応募要件

(1) 施行者

パイロット事業の施行者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 区市
- ② 民間事業者等

(2) 対象地区

パイロット事業は、次の各号の要件全てに該当する地区において行うものとします。

- ① 3,000㎡以上の開発事業等が行われる土地の区域
- ② 「東京の液状化予測図」で、「液状化の可能性が高い地域」とされている土地の区域
- ③ 過去に液状化が発生したとされている土地の区域
- ④ 宅地の液状化により、公共施設(道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいいます。)に被害が発生するおそれのある土地の区域
- ⑤ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われる事業の土地の区域

(3) 対象建築物

パイロット事業は、次の各号のいずれかに該当する建築物を対象とします。

- ① 共同住宅（複合施設を含みます。）等の中高層建築物
※共同住宅と一体的に計画している敷地内に建築する建築物を含みます。
- ② 10戸以上の住宅が建築される一団の土地の建築物
- ③ 避難所、避難場所、防災拠点等、災害時に特に重要な建築物

(4) 事業期間

パイロット事業の期間は、令和9年度末までとします。

- ① 本事業は、令和7年度から令和9年度までの3か年に限り実施します。
- ② 認定されたパイロット事業は、上記期間内に完了する必要があります。

3.2 認定件数

3.1の応募要件を満足するもので、予算の範囲内とします。

4 負担率及び負担金額

都の負担金の対象となる費用事業費（以下「対象事業費」といいます。）は、都が認める今後行う事業に係る別表1に掲げる費用とします。

別表1

| 区分 | 対象事業費 | |
|------|---------------------------|---|
| 対策工事 | 面的液状化対策の設計に要する費用（調査費も含む。） | 実施要綱第7条第2項の認定時に決定した対策範囲・対策工法で行われる工事に要する費用 |
| | 面的液状化対策の対策工に要する費用 | |

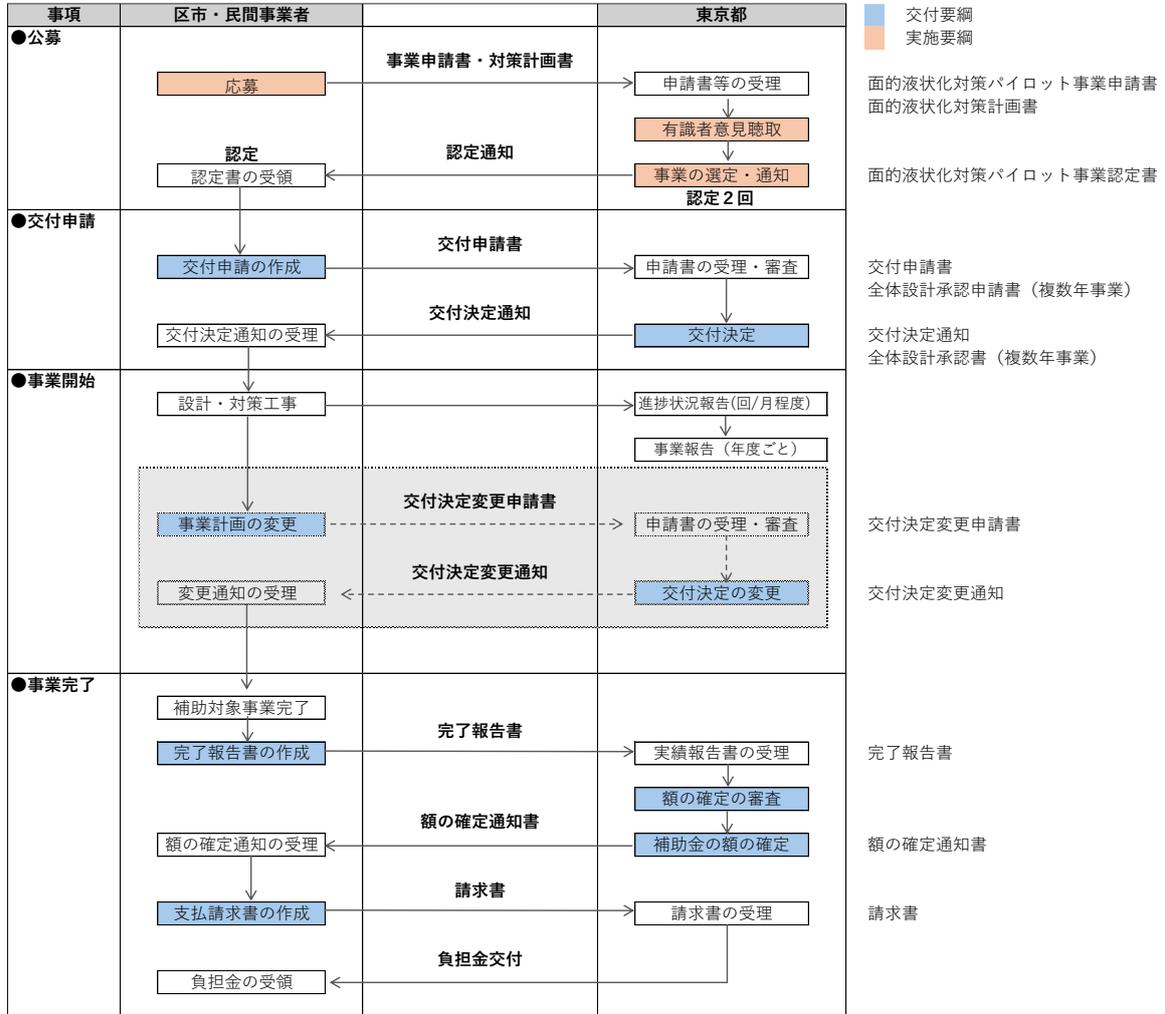
負担金額は、対象事業費から次に掲げるものの額を控除した額とします。ただし、対象事業費に4分の3を乗じた額を超えないものとします。

- ① 国の社会資本整備総合交付金又は補助金
- ② 他の区市の補助金

なお、①の国の社会資本整備総合交付金又は補助金は、対象事業費に4分の1（ただし、令和7年度までの調査費については2分の1）を乗じた額を超えないもので、都からの間接補助となります。ただし、負担金の交付対象となる者（以下「交付対象者」といいます。）が区市の場合は、直接補助となります。

5 パイロット事業の流れ

パイロット事業の全体の流れを下記に示します。



5.1 公募

パイロット事業への応募は、面的液状化対策工事の工法として、一団の戸建宅地で6工種(巻末資料1)、集合住宅用地で5工種(巻末資料2)の工法を参考に、施行者が選択し、面的液状化対策パイロット事業申請書(実施要綱第1号様式)及び面的液状化対策計画書(実施要綱第2号様式)を知事に申請するものとします。

知事は、当該液状化対策が都のモデルケースとして認められる場合には、パイロット事業として認定し、面的液状化対策パイロット事業認定書(実施要綱第3号様式)を申請者に交付します。なお、パイロット事業の認定の際には、都が設置する「東京都液状化対策有識者検討会」に意見を聴くものとします。

○応募期間

事業応募期間：令和7年6月27日から同年9月5日まで

※第1回認定は8月中旬予定(7月23日締切り)、第2回認定は10月初旬予定

なお、募集は、予算を超えた時点で終了することがあります。



5.2 交付申請

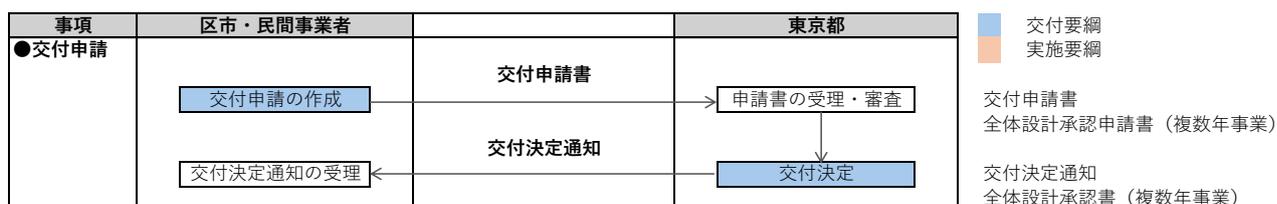
(1) 交付申請及び交付決定について

交付対象者は、面的液状化対策パイロット事業負担金交付申請書(交付要綱第1号様式)を知事に申請するものとします。

知事は申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、負担金の交付を決定し、面的液状化対策パイロット事業負担金交付決定通知書(交付要綱第2号様式)により交付対象者に通知するものとします。

負担金の交付決定に当たって、実施要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができます。

また、交付対象者は、全体設計の承認を受けた場合であっても後年度の交付決定を担保するものではないため、交付の申請は年度ごとに行うものとします。



(2) 全体設計承認について

パイロット事業の認定を受け、施行しようとする事業において、事業年度が2年以上にわたる場合は、面的液状化対策パイロット事業申請書(実施要綱第1号様式)の申請に併せて面的液状化対策パイロット事業全体設計承認申請書(交付要綱第3号様式)により全体設計承認の申請を行うことにより、初年度に、後年度の設計を含めた審査を受けることができます。なお、本申請を行い、全体設計の承認を受けた内容を変更する場合も同様とし、変更の申請を行うものとします。

知事は、上記の申請があった場合において、申請書、関係図面等の審査を行い、申請内容を承認するときは、面的液状化対策パイロット事業全体設計承認書(交付要綱第4号様式)により通知をします。なお、全体設計の承認を受けた内容の変更を認める場合も同様とし、施行者に通知を行うものとします。

(3) 早期着手交付申請

全体設計承認を受けた交付対象者は、前年度からの事業継続など、知事が負担金の交付を決定する前に事業に着手する必要がある場合には、面的液状化対策パイロット事業負担金早期着手申請書(交付要綱第5号様式)による申請を行うことにより早期着手することができます。この場合において、交付対象者が交付決定を受けたときは、交付決定の日にかかわらず、4月1日になされたものとみなすことができます。交付決定を受けるまでの期間(交付決定がなされなかった場合も含みます。)に生じたあらゆる損失は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとします。

5.3 事業開始

(1) パイロット事業負担金交付決定の変更申請

交付対象者は、負担金の交付決定後に交付申請の内容の変更を行う事由が生じた場合は、速やかに面的液状化対策パイロット事業負担金交付決定の変更申請書(交付要綱第6号様式)に必要な書類を添付し、当該変更について知事に申請するものとします。

知事は、変更を相当と認めるときは、交付決定の内容を変更し、面的液状化対策パイロット事業負担金交付決定の変更通知書(交付要綱第7号様式)により交付対象者に通知するものとします。

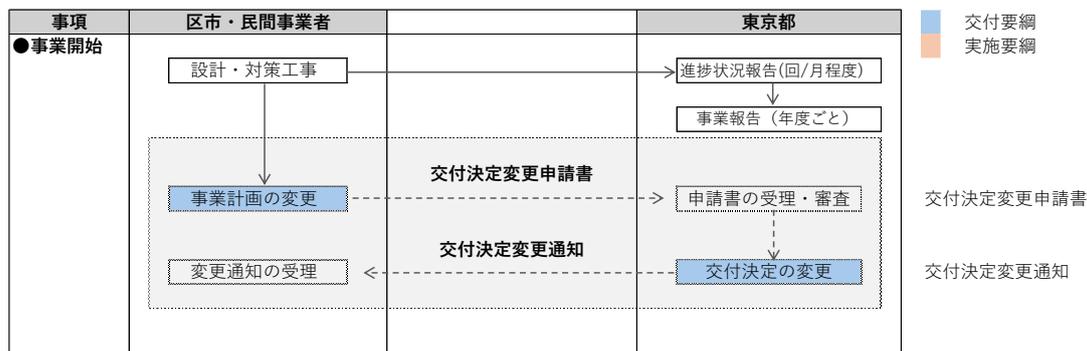
(2) 進捗状況報告

月一回程度、事業の進捗を報告するものとします。なお、進捗状況がわかる資料(工程表、実績表、工事状況写真等)も併せて提出する必要があります。

(3) 事業報告

施行者は、パイロット事業の実施において、面的液状化対策の設計・施工段階で経験した技術的・制度的課題などについて、都に報告をする必要があります。

年度ごとに、面的液状化対策パイロット事業実施報告書として都に提出することとします。



5.4 事業完了

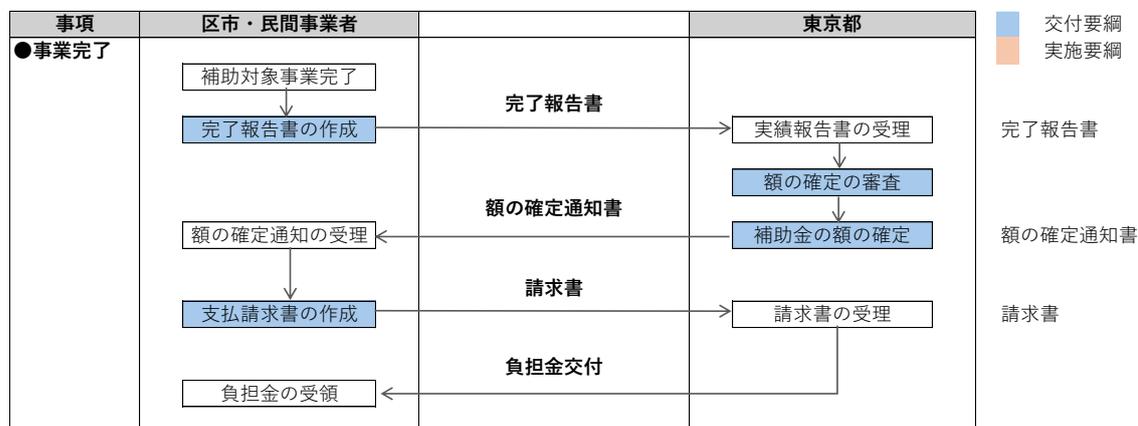
(1) 事業完了報告

交付対象者は、パイロット事業が完了したとき、又は負担金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに面的液状化対策パイロット事業完了報告書(交付要綱第8号様式)を知事に提出する必要があります。

(2) 事業費交付

知事は(1)事業完了報告の規定による完了報告書の提出を受けたときは、完了報告書の内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が負担金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、負担金額確定通知書(交付要綱第9号様式)により、その旨を交付対象者に通知するものとします。

上記により確定した金額について、交付対象者からの請求書(交付要綱第10号様式)による請求を受けたときは、速やかに負担金を支払うものとします。



6 その他手続について

6.1 遅延報告

事業が遅延する場合は、把握した時点で遅延する理由及び遅延後の工程が分かる資料（工程表等）を添付して速やかに報告を行ってください。

6.2 申請の撤回

交付対象者は、この負担金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、5.2（1）による交付決定通知の受領後7日以内に、面的液化化対策パイロット事業負担金交付申請の撤回申出書（交付要綱第11号様式）により、負担金の交付申請を撤回することができます。

7 提出書類一覧

7.1 公募、交付申請及び事業開始前の提出書類

公募、交付申請及び事業開始前の提出書類（正副一部ずつ）は、下記別表2のとおりとします。

別表2

| 提出書類 | 様式 | 必要添付書類 |
|-----------------------------|-----------|------------------------------|
| 面的液化化対策パイロット事業申請書 | 実施要綱第1号様式 | 実施要綱第2号様式 |
| 面的液化化対策計画書 | 実施要綱第2号様式 | その他必要な図面や概算事業費の根拠となる資料等 |
| 面的液化化対策パイロット事業負担金交付申請書 | 交付要綱第1号様式 | 積算根拠となる資料や対策図面等 |
| 面的液化化対策パイロット事業全体設計（変更）承認申請書 | 交付要綱第3号様式 | 積算根拠となる資料や対策図面等 |
| 面的液化化対策パイロット事業負担金早期着手申請書 | 交付要綱第5号様式 | 積算根拠となる資料や対策図面等 |
| その他知事が必要と認める図書 | | 事業全体計画書類、工程表、対策図面、積算根拠となる資料等 |

7.2 事業開始後の提出書類

事業開始後の提出書類は、下記別表3のとおりとします。

別表3

| 提出書類 | 様式 | 必要添付書類 |
|---------------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 面的液化化対策パイロット事業 負担金交付決定の変更申請書 | 実施要綱第6号様式 | 変更交付申請額の内訳が分かる資料等 |
| 進捗状況が分かる資料(月一回程度報告) | | 実施工程、状況写真等 |
| 面的液化化対策パイロット事業 実施報告書(年度ごと) | | 面的液化化対策の設計・施工段階で経験した技術的・制度的課題等をまとめた資料 |
| その他知事が必要と認める図書 | | |

7.3 事業完了時及び完了後の提出書類

事業完了時及び完了後の提出書類は、下記別表4のとおりとします。

別表4

| 提出書類 | 様式 | 必要添付書類 |
|-------------------------|------------|----------------------------|
| 面的液化化対策パイロット事業 完了報告書 | 交付要綱第8号様式 | |
| 請求書 | 交付要綱第10号様式 | |
| その他知事が必要と認める図書 | | 出来高が確認できる根拠資料、交付対象事業に係る写真等 |

7.4 その他手続の提出書類

(1) 遅延報告

遅延報告時の提出書類は、下記別表5のとおりとします。

別表5

| 提出書類 | 様式 | 必要添付書類 |
|------------|----|----------------|
| 遅延理由が分かる資料 | | 状況説明、工程表(変更前後) |

(2) 申請の撤回

申請の撤回の提出書類は、下記別表6のとおりとします。

別表6

| 提出書類 | 様式 | 必要添付書類 |
|-------------------------|------------|--------|
| 面的液状化対策パイロット事業交付申請撤回申出書 | 実施要綱第11号様式 | |

7.5 提出先について

事業の申請や負担金の交付申請に必要な書類は、事前に御連絡の上、下記受付窓口へ直接お持ちになり提出してください。

【交付申請等受付窓口・お問合せ先】

東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課 基礎調査担当

住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎11階中央

電 話 03-5320-5132 (直通)

受付時間 午前9時00分～午後5時00分 ※土・日・祝日除く

Eメール S0000393@section.metro.tokyo.jp

8 パイロット事業の公表について

完了した事業につきましては、完了後の現場状況を撮影した写真、開発事業者の名称、事業を実施した場所、事業の概要等について公表することがありますので、御了承ください。

また、面的液化化対策事業の実施事例として PR 及び普及活動に御協力いただく場合があります。

9 負担金交付決定の取消及び負担金の返還

知事は、交付対象者が次の項目のいずれかに該当する場合には、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。また、既に負担金を交付しているときは、交付対象者に対し、期限を定めて返還を命じます。

- ① 3.1（4）で定めた期間にパイロット事業が完了しないとき。
- ② 偽りその他の不正な手段により、この負担金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- ③ この負担金を他の用途に使用したとき。
- ④ パイロット事業に係る都の指示に従わなかったとき。
- ⑤ パイロット事業を中止又は廃止したとき。
- ⑥ 交付対象者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- ⑦ 以上のほか、この負担金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

10 違約加算金及び遅延金

- ① 知事が9により負担金の全部又は一部を取り消した場合において、負担金の返還を命じたときは、交付対象者は、当該命令に係る負担金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該負担金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合は除きます。）を納付する必要があります。
- ② 知事が負担金の返還を命じた場合において、交付対象者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、交付対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除きます。）を納付する必要があります。
- ③ ②による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日の割合とします。

12 申請様式

【申請書式一覧】

○パイロット事業実施要綱抜粋

- ・面的液状化対策パイロット事業申請書（実施要綱第1号様式）
- ・面的液状化対策計画書（実施要綱第2号様式）
- ・面的液状化対策パイロット事業認定書（実施要綱第3号様式）

○パイロット事業交付要綱抜粋

- ・面的液状化対策パイロット事業負担金交付申請書（交付要綱第1号様式）
- ・面的液状化対策パイロット事業負担金交付決定通知書（交付要綱第2号様式）
- ・面的液状化対策パイロット事業全体設計（変更）承認申請書（交付要綱第3号様式）
- ・面的液状化対策パイロット事業全体設計承認書（交付要綱第4号様式）
- ・面的液状化対策パイロット事業負担金早期着手申請書（交付要綱第5号様式）
- ・面的液状化対策パイロット事業負担金交付決定の変更申請書（交付要綱第6号様式）
- ・面的液状化対策パイロット事業負担金交付決定の変更通知書（交付要綱第7号様式）
- ・面的液状化対策パイロット事業完了報告書（交付要綱第8号様式）
- ・負担金額確定通知書（交付要綱第9号様式）
- ・請求書（交付要綱第10号様式）
- ・面的液状化対策パイロット事業負担金交付申請の撤回申出書（交付要綱第11号様式）
- ・負担金交付決定取消通知書（交付要綱第12号様式）

実施要綱第1号様式

第1号様式

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

名称

氏名（代表者）

面的液状化対策パイロット事業申請書

面的液状化対策パイロット事業の申請を行いたいので、関係書類を添えて、「面的液状化対策パイロット事業実施要綱」第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業実施場所

2 事業実施期間

年 月から 年 月まで

添付資料

・面的液状化対策計画書（第2号様式）

実施要綱第3号様式

第3号様式

第 号
年 月 日

名称

氏名（代表者）

東京都知事

面的液状化対策パイロット事業認定書

年 月 日付第 号で申請のあった下記の面的液状化対策パイロット事業について、「面的液状化対策パイロット事業実施要綱」第7条第2項の規定に基づき認定したのでこれを通知する。

年 月 日

記

- 1 認定番号
- 2 事業実施期間
- 3 全体設計承認番号

交付要綱第1号様式

第1号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所
名称
氏名（代表者）

年度面的液状化対策パイロット事業 負担金交付申請書

年度事業について、負担金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額内訳

単位：千円

| 区分 | 金額 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

(備考)

- 「区分」欄は、「設計（液状化判定のために行う地盤調査を含む。）」又は「工事」の区分を記載すること。
- 本申請書のほかに、積算根拠となる資料や対策図面等を添付すること。

交付要綱第2号様式

第2号様式

第 年 月 日

名称
氏名（代表者）

東京都知事

面的液化化対策パイロット事業 負担金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった下記の面的液化化対策パイロット事業の交付申請について、交付要綱第8条第2項の規定に基づき、適正なものと確認したので通知する。

年 月 日

記

交付決定額 金 円

- ・ 内訳は、申請のとおりとする。
- ・ その他別紙交付条件による。

交付条件

・報告書の徴収

- (1) 内容の一部又は全部が補助事業として不適格と認められる場合、負担金の対象事業から除外することがある。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。
 - ア 事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - ウ 事業の遂行が困難となったとき。
- (3) この負担金に関し、必要があると認めるときは、事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員に随時調査を行わせることがある。報告又は調査の結果、事業の遂行状況がこの負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (4) この負担金に係る事業が完了したとき、交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象事業に係る完了報告書を提出しなければならない。事業の成果がこの負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期日を指定してこれに適合させるための措置を命ずることがある。

・交付決定の取消し等

- (5) この負担金の交付の決定をした後、天災地変その他の事情により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認めるときは、負担金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- (6) この負担金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。負担金の額の確定を行った後においても同様とする。
 - ア 実施要綱第6条で定めた期間に交付対象事業が完了しないとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - ウ この負担金を他の用途に使用したとき。
 - エ 本事業に係る都の指示に従わなかったとき。
 - オ 事業を中止又は廃止したとき。
 - カ 交付対象者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - キ 以上のほか、この負担金の交付決定の内容又は条件その他法令若しくは知事の指示に違反したとき。

・負担金の返還等

- (7) この負担金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付した負担金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (8) この負担金の交付の決定の全部又は一部を取消し、負担金の返還を命じたときは、当該負担金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該負担金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、前記(5)に該当したため取消しをした場合においては、この限りでない。

- (9) 負担金の返還を命じられた場合において、これを指示した納付期日までに、納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、返還を命じられた負担金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- (10) 年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。
- (11) この負担金の返還を命じられたにもかかわらず、負担金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する負担金があるときは、未納付額の限度においてその負担金の交付を一時停止し、又はその負担金と未納付額とを相殺するものとする。

・その他

- (12) この負担金の執行に必要な手続は、面的液状化対策パイロット事業実施要綱、面的液状化対策パイロット事業負担金交付要綱及び東京都補助金等交付規則に従い、速やかに行うこと。

交付要綱第3号様式

第3号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所

名称

氏名（代表者）

面的液状化対策パイロット事業全体設計(変更)承認申請書

実施要綱第7条第1項の面的液状化対策パイロット事業の申請に当たり、当該事業の実施年度が2か年にわたるため、全体設計の(変更)承認を受けたいので、交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 施行者名

3 事業概要

(単位：千円)

| 事業の内容 | | | |
|-------|---------|---------|-------|
| 事業期間 | 年度 ～ 年度 | | |
| 経費の配分 | 実施区分 | 交付対象事業費 | 全体事業費 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |

(備考)

- ・「事業の内容」欄は、当該申請に係る施行者が行う工事等の内容を記入すること。
- ・「実施区分」欄は、年度ごとの実施内容に応じ、「設計（液状化判定のために行う地盤調査を含む。）」又は「工事」の区分に分けて記載すること。
- ・全体設計の変更申請をする場合には、関係欄に変更前の額を上段（ ）書きとすること。
- ・別途、積算根拠となる資料や対策図面等を添付すること。

交付要綱第 4 号様式

第 4 号様式

第 号
年 月 日

殿

東 京 都 知 事

面的液状化対策パイロット事業全体設計承認書

年 月 日付 で申請のあった全体設計については、申請の
とおり承認する。

交付要綱第5号様式

第5号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所

名称

氏名（代表者）

年度 面的液化化対策パイロット事業負担金 早期着手申請書

年 月 日付第 号で認定された面的液化化対策パイロット事業について、当該事業に早期に着手したいので、交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次の条件に同意の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(条件)

- 本申請は、交付決定前の早期着手を申告するための手続であり、交付決定を保証するものではありません。
- 交付申請後の審査により、交付対象事業費又は要件を満たさず、負担金が減額又は不交付となった場合においても、異議の申立てはできません。
- 本申請は、予算を確保するものではありません。負担金は、予算の範囲内で交付をします。
- 負担金交付決定までの間に、天災地変等の理由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、交付対象者の負担となります。
- 早期着手から負担金交付決定を受けるまでの期間において、実施内容の変更はできません。

記

| | | | |
|--------|----------|---------|-------|
| 実施内容 | | | |
| 予定事業期間 | 年 月～ 年 月 | | |
| 早期着手理由 | | | |
| 経費の配分 | 実施区分 | 交付対象事業費 | 全体事業費 |
| | | | |

(備考)

- 「事業の内容」欄は、当該申請に係る工事等の内容を記入すること。
- 「実施区分」欄は、年度ごとの実施内容に応じ、「設計（液化化判定のために行う地盤調査を含む。）」又は「工事」の区分に分けて記載すること。
- 別途、積算根拠となる資料や対策図面等を添付すること。

交付要綱第6号様式

第6号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所
名称
氏名（代表者）

年度面的液状化対策パイロット事業 負担金交付決定の変更申請書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた 年度面的液状化対策パイ
ロット事業について、交付決定の変更を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 変更交付申請額 金 円

3 変更交付申請額内訳

| | 既交付決定額 | 変更交付申請額 | 増△減額 | 備 考 |
|----|--------|---------|------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

(備考)

- 別途、変更交付申請額の内訳が分かる資料を添付すること。

交付要綱第7号様式

第7号様式

第 年 月 日

名称
氏名（代表者）

東京都知事

面的液化化対策パイロット事業負担金交付決定の変更通知書

年 月 日付で申請のあった下記の面的液化化対策パイロット事業の交付決定の変更については、交付要綱第11条第2項の規定に基づき適正なものと確認したので通知する。

年 月 日

記

| | | |
|---------|---|---|
| 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 増 減 額 | 金 | 円 |

- ・ 内訳は、申請のとおりとする。
- ・ その他別紙交付条件による。

交付条件

・報告書の徴収

- (1) 内容の一部又は全部が補助事業として不適格と認められる場合、負担金の対象事業から除外することがある。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。
 - ア 事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - ウ 事業の遂行が困難となったとき。
- (3) この負担金に関し、必要があると認めるときは、事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員に随時調査を行わせることがある。報告又は調査の結果、事業の遂行状況がこの負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (4) この負担金に係る事業が完了したとき、交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象事業に係る完了報告書を提出しなければならない。事業の成果がこの負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期日を指定してこれに適合させるための措置を命ずることがある。

・交付決定の取消し等

- (5) この負担金の交付の決定をした後、天災地変その他の事情により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認めるときは、負担金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- (6) この負担金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。負担金の額の確定を行った後においても同様とする。
 - ア 実施要綱第6条で定めた期間に交付対象事業が完了しないとき
 - イ 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - ウ この負担金を他の用途に使用したとき。
 - エ 本事業に係る都の指示に従わなかったとき。
 - オ 事業を中止又は廃止したとき。
 - カ 交付対象者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - キ 以上のほか、この負担金の交付決定の内容又は条件その他法令若しくは知事の指示に違反したとき。

・負担金の返還等

- (7) この負担金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付した負担金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (8) この負担金の交付の決定の全部又は一部を取消し、負担金の返還を命じたときは、当該負担金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該負担金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、前記(5)に該当したため取消しをした場合においては、この限りでない。

- (9) 負担金の返還を命じられた場合において、これを指示した納付期日までに、納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、返還を命じられた負担金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- (10) 年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。
- (11) この負担金の返還を命じられたにもかかわらず、負担金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する負担金があるときは、未納付額の限度においてその負担金の交付を一時停止し、又はその負担金と未納付額とを相殺するものとする。

・その他

- (12) この負担金の執行に必要な手続は、面的液状化対策パイロット事業実施要綱、面的液状化対策パイロット事業負担金交付要綱及び東京都補助金等交付規則に従い、速やかに行うこと。

交付要綱第8号様式

第8号様式

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所
 名称
 氏名（代表者）

年度面的液状化対策パイロット事業完了報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた事業の実績を、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 負担金の交付申請額及びその精算額
 交付決定額 金 円
 負担金精算額 金 円

| 事業者名 | 内 容 | 交付決定額 ① | 出来高相当額 ② | 負担金精算額 ③ | 増 △ 減 ③-① |
|------|-----|------------|-------------|-------------|--------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

- 2 交付対象事業の実施期間
 着手 年 月 日
 完了 年 月 日

- 3 交付対象事業の成果

添付書類

- ・ 出来高が確認できる根拠資料
- ・ 交付対象事業に係る写真
- ・ その他関係資料

交付要綱第9号様式

第9号様式

第 号

施行者
代表者

東京都知事 ○○

年度負担金額確定通知書

年 月 日付完了報告のあった面的液化化対策パイロット事業負担金については、下記のとおり確定したので通知する。

年 月 日

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1 認定番号 | | |
| 2 交付決定負担金額 | 金 | 円 |
| 3 確定負担金額 | 金 | 円 |
| 4 増△減額 | 金 | 円 |

交付要綱第 10 号様式

第 10 号様式

請 求 書

| | 百 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 請求金額 | | | | | | | | | | | |

ただし、 年 月 日付 第 号により確定通知を受けた
年度面的液化化対策パイロット事業負担金

上記の金額を請求します。

年 月 日

住所

名称

氏名 (代表者)

東 京 都 知 事 殿

交付要綱第 11 号様式

第 11 号様式

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

名称

氏名（代表者）

年度面的液状化対策パイロット事業 負担金交付申請の撤回申出書

年 月 日付 第 号により交付決定通知を受けた事業について、交付申請を撤回したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請を撤回する事業の認可番号

2 既 交 付 決 定 額 金 円

3 申請を撤回する理由

交付要綱第 12 号様式

第 12 号様式

第 号

施 行 者
代 表 者

東京都知事

年度負担金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知した面的液化化対策パイロット事業負担金の交付決定について、取消しを行ったので下記のとおり通知する。

年 月 日

記

1 認定番号

2 交付決定取消 金 円

3 交付決定取消の理由